

み さと まちしょうがい ふく し けい かく
美里町障害福祉計画

(第2期)

平成21年3月

宮城県美里町

目 次

1	計画の趣旨	2
2	計画の性格	3
3	計画の位置付け	4
4	基本理念	7
5	給付の全体像	8
6	平成23年度の目標値の設定	9
1.	施設入所者の地域生活への移行	9
2.	受け入れ条件が整えば退院が可能な精神障害者の地域生活への移行	11
3.	福祉施設利用者の一般就労への移行	11
7	各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類毎の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	13
1.	本町（小牛田地域）における障害福祉サービス法人誘致について	13
2.	展開する障害福祉サービスについて	14
3.	大崎圏域単位を標準とした本町における障害サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策	14
4.	平成21年度から平成23年度における、サービス等の必要な見込量	16
8	地域生活支援事業の実施に関する事項	35
1.	必須事業	35
2.	美里町独自の地域生活支援事業	40
9	計画の達成状況の点検及び評価	42

1 計画の趣旨

本町は平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」に基づき、同年に「美里町障害者計画・美里町障害福祉計画」を策定し、障害福祉制度の根本的な変革期の中、具体的な施策を展開してきました。

こうした中で法の施行後 3 年目となり、短期の目標設定を定義している「美里町障害福祉計画」の見直しの時期を迎えております。

本町ではこの度、障害福祉サービスの提供の確保を図るため、数値目標やサービスの見込量等を決める「第 2 期美里町障害福祉計画」を策定し、障害のある人が自立し、また安心して地域で生活できる仕組みを更に充実するとともに、障害福祉の尚一層の向上を図っていきます。

2 計画の性格

この計画は「障害者自立支援法」に基づき、国の基本指針に沿って、各種障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込みや、その見込量の確保のための方策等に関する計画を定めるものです。

【主に定める事項】

- ・各年度(平成21年度～23年度)における障害福祉サービス・相談支援の種類毎の必要量の見込みに関すること。
- ・障害福祉サービス・相談支援の種類毎の必要量確保のための方策に関すること。
- ・地域生活支援事業の種類毎のサービスの見込み及び実施のための方策に関すること。

3 計画の位置付け

◆根拠法令

本計画は、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づき策定される計画です。

「美里町障害者計画」は「障害者基本法」(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項に基づき、本町の障害者施策について、長期的な観点に基づき、策定されており、本計画を包括しております。

美里町障害者計画

- 「障害者基本法」(第9条)に基づく、基本的な施策やその施策の方向を具体的に示した計画
- 計画期間：概ね 5～10 年（美里町は 6 年の期間を設定）

美里町障害福祉計画

- 「障害者自立支援法」(第88条)に基づく、障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の種類毎の必要量の見込やサービス確保のための方策に関すること
- 計画期間：3年を1期とする
 - 第1期計画：平成18年～20年
 - 第2期計画：平成21年～23年

◆本計画の期間

本計画の期間は、国の基本指針に則して、平成18年度～平成20年度までの計画を第1期、平成21年～23年度までの3年間の計画を第2期として策定され、地域の実情に応じ各種目標を設定していきます。

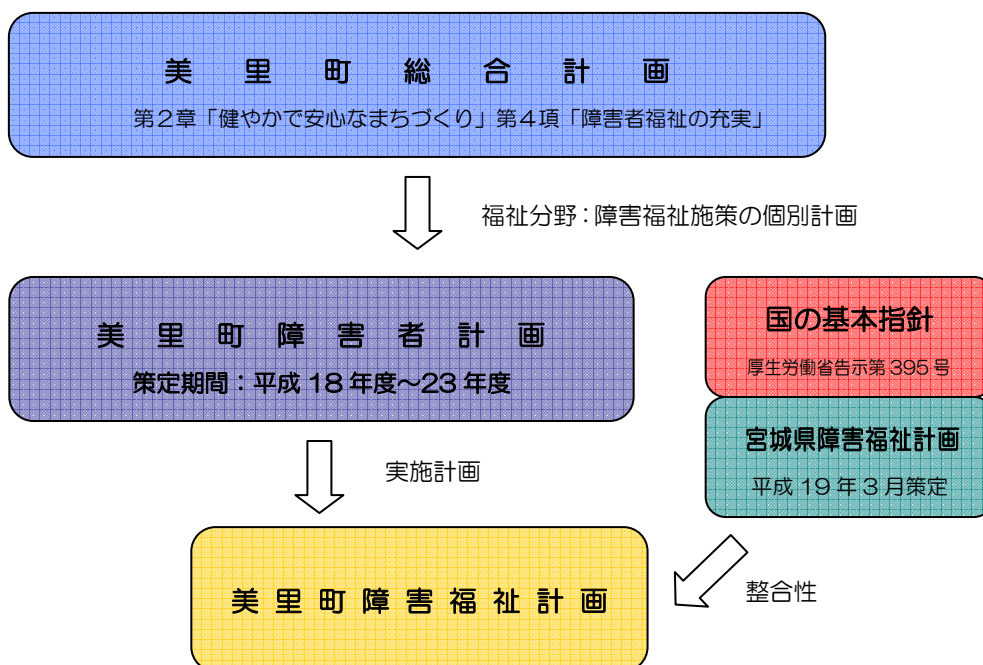
長期計画(美里町障害者計画)部分に関しては、平成18年度～23年度までの6年間に計画期間としており、平成23年度中に次期計画(平成24年度～)を策定し、その中に新たな短期部分の「障害福祉計画」を包括して策定していくこととします。

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
美里町障害者計画（平成18年～23年度までの長期計画） ●基本理念 ●基本目標 ●主な整備目標					
美里町障害福祉計画（平成18年～20年度までの短期（実施）計画） ●各年度におけるサービス種類毎の必要見込量 ●見込量の確保の方策 ●地域生活支援事業の実施方策 ●費用の見込み			※今回策定を行う計画		

◆他計画との関連

本計画は『美里町総合計画』のうち、第2章「健やかで安心なまちづくり」第4項「障害者福祉の充実」の趣旨に沿って策定します。

また計画の策定に際しては、国の基本指針に基づき、行政・民間事業者・地域で支えながら、障害を持っている人が安心して暮らせる、地域づくりを目指した計画とします。



4 基本理念

これら前述の背景を踏まえ、本町は障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して計画を作成しました。

①障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めていきます。

②市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害・知的障害・精神障害種別毎に分かれていた制度を一元化することにより、現在、遅れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、障害種別にとらわれないサービス水準の平準化を図っていきます。

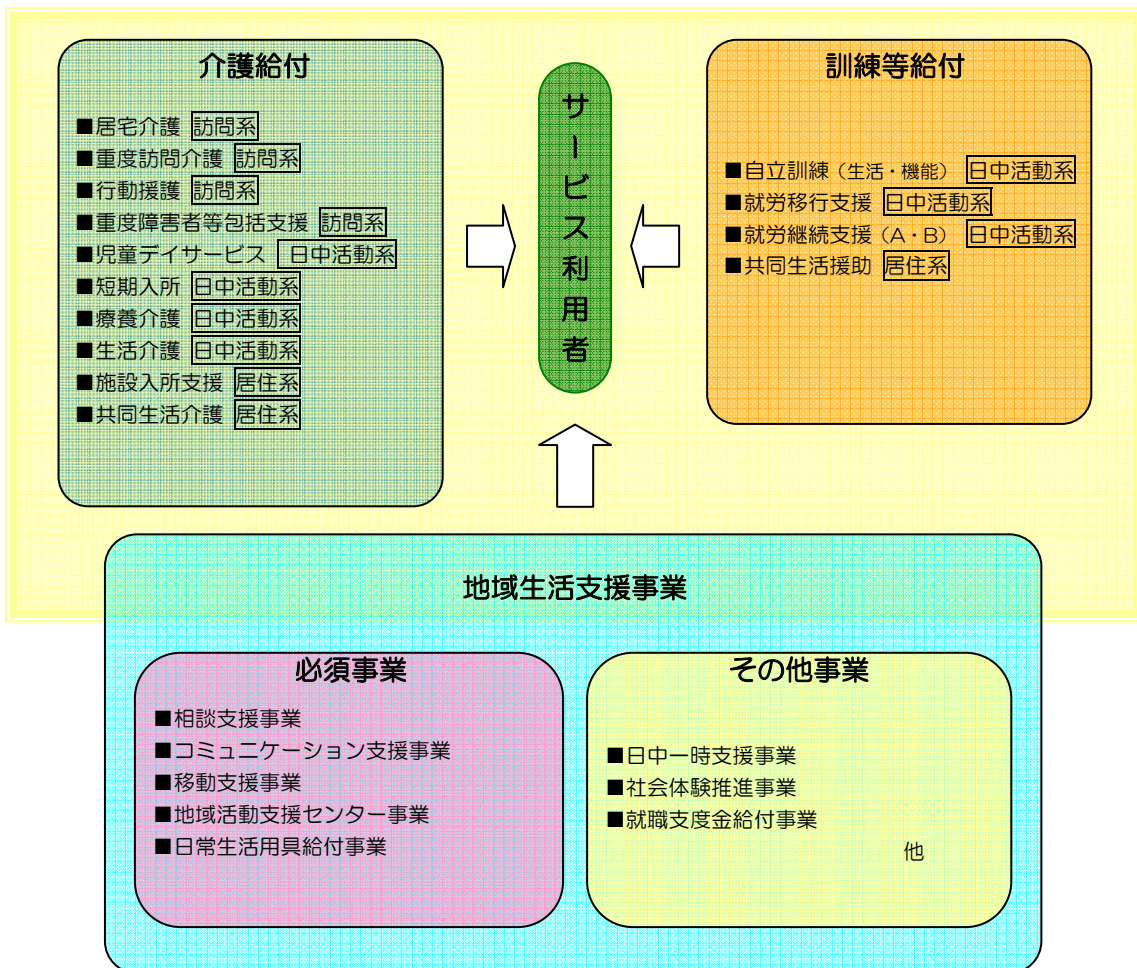
③地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めていきます。

5 給付の全体像

「障害者自立支援法」には国や都道府県の義務的経費が伴う「介護給付・訓練等給付」と、地域での生活のために国や都道府県の財政援助の下に、地域の実情に応じて市町村が実施主体となる「地域生活支援事業」があります。

これらのサービスについては、受け量に応じて基本的に1割の利用者負担額が生じますが、サービス利用者の課税状況や年金収入額に応じて、利用者負担上限額を設定し、利用料が生活の負担とならないような措置を講じています。



6 平成23年度の目標値の設定

「第1期美里町障害福祉計画」では、国の基本指針に則し

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行
3. 福祉施設から一般就労への移行

の3項目について、平成23年度における数値目標を設定し、施策を進めてまいりました。本計画では第1期計画の数値目標の分析とともに、平成23年度までの目標値が妥当であるかどうかを含め検討していきます。

1. 施設入所者の地域生活への移行

《第1期計画の考え方》

国の目標値は現入所施設の入所者の10%以上、県においては15%以上が地域生活へ移行することを目標値としています。本町では現在の入所者数と県の数値目標の兼ね合いから4名の施設入所者が地域生活へ移行すると推計し、計画策定時の27名の14.8%が地域生活へ移行することを目標として設定しました。

また、国においては7%、県においては9%以上、平成23年度時点での施設入所者数を現定員数より削減することを目標値としているため、本町においても2人削減できるものと推計し、現在の入所施設利用者の7.4%を削減できるよう目標として設定しました。

《第2期計画の考え方》

平成20年12月現在で、本町からの入所施設利用者は26名となっております。この人数は第1期計画策定時と比べて1名減となっております。

入所施設から地域への移行は、平成19年度実績は1件(一般就労)、平成20年度実績3件となっており、平成23年度までの数値目標の4名をクリアすることになります。

しかし、今後の地域移行の推移人数は、新体系移行の経過措置である平成23年度末までは、鈍化していくことが予想され平成20年度に数値目標は達成したものの、本町においても地域移行はあまり進まないの見込んでいます。

本計画においては、平成21年度から平成23年度までの間に更に現入所者の8%にあたる2名が地域移行を行うと予想し、第1期計画において平成23年度までの地域移行を行う施設入所者を4名から6名と増やし、更なる地域移行へのバックアップを行っていきます。

ただし、平成23年度までの施設入所者数の削減目標値については、第1期計画期間内においても退所に対して新たな入所者もいることから、第1期計画と同じ2名の削減を目標としていきます。

2. 受け入れ条件が整えば退院が可能な精神障害者の地域生活への移行

《第1期計画の考え方》

退院可能精神障害者については、県内では平成17年度末現在において、およそ1,700名となっています。本町においては19名と推計しています。

現行の精神障害者退院促進事業の実績と、自立支援法の施行に伴う今後の精神障害者の福祉サービスの充実を勘案し、平成23年度末までに約6名の退院を目標として設定しました。

《第2期計画の考え方》

本町において、平成20年10月現在において、長期入院から地域生活へ移行した精神障害者はおりません。

第2期計画においては、平成20年度内に退院を予定し、サービス調整を行っている2名に、平成21年度～23年度までの各年度に1名を見込み、第1期計画より1名減の計5名を数値目標とします。

3. 福祉施設利用者の一般就労への移行

《第1期計画の考え方》

本町では、第1期計画策定時点で福祉施設を退所し、一般就労した実績はありませんでした。自立支援法上の新体系において「就労移行支援」のサービスが展開されることとなりますが、推計は難しい状況といえます。そこで本町においては平成19年度～23年度においては隔年1名ずつ増加で、計3名の一般就労を目標として設定しました。

《第2期計画の考え方》

本町で、第1期計画期間中に一般就労へ結びついた方は1名となっています。

旧体系の事業所から新体系への移行が進んでおらず、「就労移行支援」の実施事業所も少なく、加えて現在の社会情勢を考えると今後も就労は厳しい状況といえます。

第2期計画においては、現在達成している1名に加えて、平成21～23年度の期間内に、もう1名の就労移行を目指し、計2名の一般就労を目指していきます。

7 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類毎の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1. 本町（小牛田地域）における障害福祉サービス法人誘致について

現在、本町が運営している地域活動支援センター「みのりの広場」の利用者が地域で生活していくためには、更なる自立の必要性があります。しかし、本町には入所施設やグループホームなど居住施設がないため、緊急時や親亡き後の処遇等の対応ができない現状にあります。また、今後、日中活動系サービスの増加が見込まれ、特別支援学校の卒業生が、卒業後に日中活動系サービスを希望しても、利用できる事業所が不足することが予想されます。

そのため、本町に専門の知識を持ち、充実した理念と経験を有した社会福祉法人を誘致し、地域活動支援センター「みのりの広場」を移行し、それに伴い、大崎圏域で今後不足していくと予測している日中活動系サービス・短期入所を展開していきたいと考えています。

施設は、本町の幼稚園の統合計画で、不動堂幼稚園と青生幼稚園が統合され、新たな場所に平成21年度に着工し、平成22年度から新しい幼稚園の開園が予定されており、これに伴い、幼稚園跡地の活用として、不動堂幼稚園跡地を児童館に、青生幼稚園跡地を障害者施設に利用することとしております。

誘致する社会福祉法人は、平成20年度中に選定し、平成21年度には障害者施設の計画を行っていきます。法人の選定に際して、利用者が安心してサービスが受けられ、保護者が安心して預けられる法人を選ぶ必要があることから、「みのりの広場」利用者や特別支援学校在校生の保護者等の意見や意向を反映していきます。

本町では平成22年度中に障害者施設の改修整備を支援し、平成23年4月からのサービス利用開始を目指します。

2. 展開する障害福祉サービスについて

生活介護（定員 20 名程度）

就労継続支援 B 型（定員 10 名程度）

短期入所（施設運営が安定する、概ね 3～5 年後を目処に実施）

日中一時支援事業（地域生活支援事業）

地域活動支援センター（定員 10 名程度）

上記サービスに加え、将来的な展望として誘致福祉法人と協議を行いながらケアホームを立ち上げ、サービス利用者が親亡き後も地域で安心して過ごすことが出来る環境整備を目指していきます。

3. 大崎圏域単位を標準とした本町における障害サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策

平成 20 年 10 月現在、町内では知的障害者通所更生施設が 1 箇所、地域活動支援センターが 1 箇所運営されており、それに圏域内の各種事業所を活用した形で、障害福祉サービスが展開されています。現時点ではこの形態で、サービスの利用希望に対する供給量は確保しているといえます。

平成 23 年度までは、町内の施設及び圏域施設の供給量に不足は見られないと予想されますが、今後、制度が浸透していくことに伴い、更なる日中活動系施設の需要が拡大し、また、各種サービスに対するニーズも強くなっていくことが予想されます。

今計画期間内に誘致する福祉法人と、現在の南郷地域の福祉法人により、町内の日中活動をカバーすると共に、大崎 1 市 4 町自立支援協議会等を活用し、圏域にお

ける資源を有効利用していけるよう努めていきます。

4. 平成21年度から平成23年度における、サービス等の必要な見込量

(1) 訪問系サービス

(各年度1ヶ月当たり見込み)

	単位	21年度	22年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	69	81	96
	実利用者数	10	12	14

(2) 日中活動系サービス

	単位	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日分	220	242	484
	実利用者数	10	11	22
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	121	198	308
	実利用者数	6	9	14
就労移行支援	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
就労継続支援（A型）	人日分	22	22	22
	実利用者数	1	1	1
就労継続支援（B型）	人日分	154	198	352
	実利用者数	7	9	16
療養介護	人分＝ 実利用者数	1	1	1
	人日分	0	0	0
児童デイサービス	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
短期入所	人日分	114	135	159
	実利用者数	12	14	17

(3) 居住系サービス

	単位	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	人分＝ 実利用者数	19	20	23
	人分＝ 実利用者数	7	7	7

(4) その他サービス

	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援 (サービス利用計画作成費分)	人分＝ 実利用者数	3	4	5

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの概要】

○居宅介護

- ・自宅で入浴や排泄・食事の介護等や調理・買い物・掃除等のサービスを提供するサービスです。

○重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方が対象で、自宅での入浴・排泄・食事の介護などから外出時の移動中の介護まで総合的に行うサービスです。

○行動援護

- ・常に介護を必要とする重度の方を対象とし、外出時および外出の前後に必要な支援等を行なうサービスです。

○重度障害者等包括支援

- ・常時介護を必要とする方で介護の必要性が著しく高い場合に対象となり、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護	時間分	69	81	96
行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数	10	12	14

サービス量の見込みについては、これまでのサービスの利用実績を用いて伸び率を算出し、退院可能精神障害者を含めた新たなサービス利用者数を勘案し、見込み数を設定しました。

【見込量確保のための方策】

現在、本町におけるサービス提供事業所数は平成 20 年 10 月の時点で 5 事業所となっています。第 2 期の見込数・量においても、現行の事業所数でサービス提供は十分に確保でき、今後も相談支援事業所や福祉課窓口における相談支援体制を充実させ、ニーズに沿った適切な支援を行えるようにするとともに、サービス提供事業所との連携を図っていきます。

第 1 期計画期間内において、重度訪問介護・行動援護・重度障害者包括支援等の実績はありませんでしたが、今後も利用者のニーズを、きめ細やかにカバーできるよう体制整備を行っていきます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

【生活介護の概要】

常時介護が必要な方で障害程度区分 3 以上(施設入所支援を併せて利用する場合は区分 4 以上)、または 50 歳以上で障害程度区分 2 以上(施設入所支援を併せて利用する場合は区分 3 以上)の方が対象で、対象施設において食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、生産・創作活動等の日中活動の機会を提供するサービスです。

		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日分	220	242	484
	実利用者数	10	11	22

サービス量の見込みについては、これまでのサービスの利用実績を用いて伸び率を算出し、旧法入所施設の新体系移行者数、特別支援学校の卒業者数、施設入所待機者数、地域活動支援センターからの移行者数を勘案し、見込数値を設定しました。

第 1 期の計画期間中は旧法施設の新体系への移行が進まず、見込数値よりも低い利用率となっており、旧法施設が新体系へ移行する経過措置が終了する平成 23 年度までは利用者数は微増の傾向であると見込みます。

【見込量確保のための方策】

現在、本町におけるサービス提供事業所数は平成20年10月の時点で5事業所、利用人数は8人となっています。

第1期計画の見込みより、旧法施設から新体系への移行が進んでおらず、年々ニーズは高まっているものの事業所は少ない現状となっています。そのため、現時点では介護保険関連施設において基準該当生活介護を実施していただき、ニーズの充足を行っています。

平成23年度の法人誘致において生活介護を実施するとともに、近隣の事業所との情報交換を密にし、生活介護利用希望者に適切なサービス提供を行えるよう努めていきます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）の概要】

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上のために支援が必要な方が対象となります。（機能訓練は身体障害、生活訓練は知的・精神障害）

自立した生活を送ることができるように、定められた期間を事業所へ通所し、身体機能や生活能力向上のための必要となる訓練を行うサービスです。

月当たり見込み				
	単位	21年度	22年度	23年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
	単位	21年度	22年度	23年度
自立訓練（生活訓練）	人日分	121	198	308
	実利用者数	6	9	14

機能訓練の利用対象者は身体障害者のみとなっており、平成20年度現在では事業所・利用者ともにおりません。今後も本計画期間内において利用対象者はないまま推移すると見込みます。

生活訓練のサービス量の見込みについては、これまでのサービス利用実績を用いて伸び率を算出し、現在サービス調整を行っている対象者等の数値を勘案し、見込数値を設定しました。

【見込量確保のための方策】

機能訓練に関しては、現在近隣におけるサービス提供事業所が存在しないため、今後の旧法事業所の新体系移行状況を見極めていく必要があります。また、日中活動という部分で、生活介護や基準該当生活介護等を活用していきます。

生活訓練に関しては、現在、本町におけるサービス提供事業所数は平成 20 年 10 月の時点で 1 事業所、利用人数は 3 人となっています。年々ニーズは高まっているものの、他のサービスのように継続した利用へ繋がってはいません。今後、更にサービス利用者の意向や事業所との連携を密にして、他の日中活動サービスのように継続した利用となるよう働きかけていきます。

③就労移行支援

【就労移行支援の概要】

一般就労等を希望し、雇用や在宅での就労が見込まれる方が対象で、定められた期間、事業所での作業や、企業への実習を行う等、サービス利用者の適性にあった職場探しや定着のための支援等、就労・定着に必要な訓練・指導を行うサービスです。

		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
就労移行支援	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

平成18年度に1名のサービス利用はあったものの、それ以降の実績はありません。昨今の経済情勢からも、就労は厳しい状況となっているため、本計画においても当面は見込みはないものとし、今後、就労移行支援へ移行する事業所と調整を図りつつ、希望者へ対するサービス利用へと繋げていけるよう努めます。

④就労継続支援（A型・B型）

【就労継続支援（A型・B型）の概要】

就労継続支援（A型）は一般の企業に雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な方が対象で、一般就労に向けて必要な知識や能力向上のために必要な訓練・指導を行うサービスです。

就労継続支援（B型）は企業やA型の就労経験があり、年齢や体力的な面で雇用が困難となった方や、就労移行支援事業を利用したが雇用へ結びつかなかった方が対象となり、雇用契約は締結しないで、生産活動の場や就労機会の支援を行うサービスです。

		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
就労継続支援（A型）	人日分	22	22	22
	実利用者数	1	1	1
		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
就労継続支援（B型）	人日分	154	198	352
	実利用者数	7	9	16

サービス量の見込みについては、A型については、共同生活介護利用者が平成20年より1名がサービス利用を開始しており、当面は在宅によるサービス利用というよりは、共同生活援助・共同生活介護利用者が、日中活動系サービスとして利用していくケースが想定されます。数値としては未知数の部分であるので、今計画においては現行を維持した数値としています。B型については、これまでのサービスの利用実績を用いて伸び率を算出し、旧法入所施設の新体系移行者数、特別支援学校の卒業生数、地域活動支援センターからの移行者数を勘案し、見込数値を設定しました。

【見込量確保のための方策】

就労継続支援(A型)は、本計画においては現行を維持した見込値としておりますが、今後もサービス利用へ繋がるよう、バックアップ施設等と連携していきます。

B型については平成20年中に新体系へ移行した事業所や、平成23年度に町内に開設する施設等により、今後の数値の伸びが見込まれます。利用者の障害特性やニーズを勘案しつつ、事業所と連携を図り、サービスの定着を目指していきます。

⑤療養介護

【療養介護の概要】

病院等への長期の入院が必要で、医療に加え常時介護が必要な方で、障害程度区分5以上の重症心身障害者の場合に対象となります。

入院による医学的な管理の下で、食事や入浴等の介護を行う他、生活の上での相談支援や社会活動への参加を支援し、身体能力や日常生活能力の維持・向上に必要なサービスを提供します。

		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
療養介護	人分＝ 実利用者数	1	1	1

平成20年度より、1名の利用者がいますが、サービス利用に係る要件に該当する利用者は少ないことと、実施事業所が県内1箇所しか無いため、当面は1名の利用者のみで推移すると見込みます。

【見込量確保のための方策】

該当要件を満たす利用者が限られ、また、待機期間も予測できないサービスのため、利用のニーズがある場合には、該当病院と連携しサービス利用の待機調整をすることとなります。本計画期間中は現行と同じ見込みとし、次期計画策定時に数値の精査を図ることとします。

⑥児童デイサービス

【児童デイサービスの概要】

障害児が対象となり、日常生活の基本動作の習得や集団生活に適応するための適切な訓練を行うサービスです。

		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
児童デイサービス	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

第1期計画から続き、圏域では事業所が存在しないサービスです。そのためサービス利用も無いという形で23年度まで見込みます。

ニーズに関しては、現在のところ「生活介護(基準該当生活介護含)」や地域生活支援事業の「日中一時支援事業」で対応しています。本計画内においても圏域内の事業所立ち上げは見込めないことが想定され、現在同様に代替のサービスでニーズに対応していきます。

⑦短期入所

【短期入所の概要】

在宅で介護者が疾病やその他の理由で、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする方で障害程度区分1以上が対象となります。

入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活の支援を行うサービスです。

		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
短期入所	人日分	114	135	159
	実利用者数	12	14	17

サービス量の見込みについては、これまでのサービスの利用実績を用いて伸び率を算出し、退院可能精神障害者を含めた新たなサービス利用者数を勘案し、見込み数を設定しました。

【見込量確保のための方策】

町内では1事業所が対応しており、近隣の施設も含めるとサービス提供量は確保しているといえます。

多くの支給決定者が、家族に何かあった場合に緊急的に利用できるようにしておきたいというニーズによる支給申請が大多数を占めており、支給決定者に対して定期的なサービス利用者は少ない傾向となっています。しかし、本人の障害特性を把握できずに、急な受け入れは難しいサービスでもあるので、今後は定期的なサービス利用を促す等、支給決定者に働きかけていくように努めます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助・共同生活介護

【共同生活援助・共同生活介護の概要】

・共同生活援助(グループホーム)

就労・就労継続系の日中活動系サービスを利用している障害程度区分 1 以上の方(知的・精神)が対象で、地域で自立した生活を送ることができるよう、4～6 人の少人数で家屋等に居住し、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

・共同生活介護(ケアホーム)

生活介護や就労継続系の日中活動系サービスを利用している障害程度区分 2 以上の方(知的・精神)が対象で、地域で自立した生活を送ることができるよう、4～6 人の少人数で家屋等に居住し、生活上の支援、食事、入浴、排泄などの介護や、相談支援や関係機関との連絡調整を行うサービスです。

		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	人分＝ 実利用者数	19	20	23

サービス量の見込みについては、これまでのサービスの利用実績を用いて伸び率を算出すると共に、現在の入所施設から地域移行を予定している利用者を聴き取りした上で、新たなサービス利用者数を勘案し、見込み数を設定しました。

【見込量確保のための方策】

平成 20 年 10 月現在で 16 名の方が利用しているサービスであり、今後も現在の施設入所者が地域へ移行していくためには、欠かすことの出来ないサービスです。しかし、今後の需要に対し事業所は不足していると言えます。

今後も第 1 期計画策定時と同様に、近隣の社会福祉法人に事業の新規開設を促すとともに、平成 23 年度に誘致する法人の長期的な展望として、共同生活援助・共同生活介護の着手を視野に入れてもらいながら、整備を検討してもらうよう取り組んでいきます。

②施設入所支援

【施設入所支援の概要】

生活介護等の日中活動系サービス対象者に対し、日中活動と併せて夜間等における入浴や排泄、または食事の介護等、障害者支援施設において必要な支援を提供するサービスです。主に旧法入所施設が新体系へ移行した際に展開していくサービスです

	単位	月当たり見込み		
		21年度	22年度	23年度
施設入所支援	人分＝ 実利用者数	7	7	7

現在の利用者に加え、平成 21 年度以降に新体系へ移行する入所事業所へ移行予定者を聞き取りし、今回の推計として計上しています。

【見込量確保のための方策】

施設入所支援については、新体系の移行を考慮し、ニーズの動向を把握していきながら、必要に応じて対応していきます。また、同時に日中活動の場の確保についても事業所と連携して調整に努めます。

(4) その他のサービス

相談支援事業

【相談支援事業の概要】

自分で福祉サービスの種類の選択や回数の調整が困難な方に対して、個別の支援プログラムを作成して支援するサービスです。

		月当たり見込み		
	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援 (サービス利用計画作成費分)	人分＝ 実利用者数	3	4	5

平成20年10月時点で利用者はおりません。今後、受け入れ条件が整えば退院が可能な精神障害者の地域生活への移行が行われればニーズが発生してくるため、上記人数を見込みます。

【見込量確保のための方策】

現在、圏域内で2事業所がこのサービスを実施しており、見込み人数に対しては十分な供給が行われます。今後、利用希望者がいる場合には、事業所と連携し迅速かつ適切なサービス展開及びフォローアップが出来るよう、関連事業所との連携を深めていきます。

(5) 旧体系のサービス見込量について

平成 21 年度から 23 年度における旧体系サービスは次の通り見込みます。

①日中活動系サービス		(各年度1ヶ月当たり)			
		単位	21年度	22年度	23年度
旧入所サービス計	人日分		486	455	395
	実利用者数		16	15	13
身体障害者療護施設	人日分		30	30	30
	実利用者数		1	1	1
身体障害者入所更生施設	人日分		0	0	0
	実利用者数		0	0	0
身体障害者入所授産施設	人日分		61	61	61
	実利用者数		2	2	2
知的障害者入所更生施設	人日分		365	334	274
	実利用者数		12	11	9
知的障害者入所授産施設	人日分		30	30	30
	実利用者数		1	1	1
精神障害者生活訓練施設	人日分		0	0	0
	実利用者数		0	0	0
精神障害者福祉ホームB型	人日分		0	0	0
	実利用者数		0	0	0
旧通所サービス計	人日分		572	616	616
	実利用者数		26	28	28
身体障害者通所授産施設	人日分		0	0	0
	実利用者数		0	0	0
知的障害者通所更生施設	人日分		462	506	506
	実利用者数		21	23	23
知的障害者通所授産施設	人日分		110	110	110
	実利用者数		5	5	5
精神障害者通所授産施設	人日分		0	0	0
	実利用者数		0	0	0
精神障害者小規模通所授産施設	人日分		0	0	0
	実利用者数		0	0	0
②居住系サービス					
旧入所サービス計			21年度	22年度	23年度
知的障害者通勤寮	実利用者数		0	0	0
身体障害者療護施設(再掲)	実利用者数		1	1	1
身体障害者入所更生施設(再掲)	実利用者数		0	0	0
身体障害者入所授産施設(再掲)	実利用者数		2	2	2
知的障害者入所更生施設(再掲)	実利用者数		12	11	9
知的障害者入所授産施設(再掲)	実利用者数		1	1	1
精神障害者生活訓練施設(再掲)	実利用者数		0	0	0
精神障害者福祉ホームB型(再掲)	実利用者数		0	0	0

サービス量の見込みについては、これまでのサービスの利用実績を用いて減算率を算出するとともに、利用事業所から新体系の移行時期を聴き取りした上で、新体系へ移行する利用者を勘案し、見込み数を設定しました。

ただし旧通所サービスについては、新体系移行の経過措置が終了する平成 24 年 3 月まで旧体系のまま運営を行っていく事業所が多いことや、新規利用者が新体系の事業所が不足しているために、旧体系の事業所を利用開始すること等を勘案し、本計画の期間内は、若干の増加が見込まれます。

今後、平成 23 年度の誘致施設の展開、経過措置後の施設の新体系への移行を勘案し、次期計画算定期間となる平成 23 年度中に、現在のサービス利用者が新体系へスライドすると見込んでいます。

8 地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村が主体となって進める地域生活支援事業は、各々の有している能力や適性に応じて、自立した生活や社会活動を行うことができるよう、地域特性や利用者の状況に応じて柔軟にサービス提供を実施し、利用者の福祉の増進を図っていきます。

1. 必須事業

①相談支援事業

(1) 相談支援事業

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、当事者やその家族からの福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用あっせん等の援助等を行います。

本町では大崎圏域において、3 障害の相談支援事業を法人に委託し、相談窓口を設置しています

(2) 大崎 1 市 4 町自立支援協議会

大崎圏域では平成 18 年度より、「大崎 1 市 4 町自立支援協議会」を設置し、障害者自立支援法に基づく相談支援業務や、地域の障害福祉に関するシステムづくり、困難ケースの検討を行っています。

この協議会は相談支援事業者、自立支援法関連サービス事業者、保健・医療・福祉・教育・雇用に関する行政関係者で組織され、定例会においてケース検討を2ヶ月に1回開催し、年2回の全体会において定例会においての協議・検討結果の報告を行っています。

これにより、これまでの町単独による支援から、圏域のネットワーク構築、圏域内で

の社会資源の活用が効率的かつ効果的に行うことができるようになり、より充実した支援を行っていきます。

②コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障がある方に、行事や事業等があった場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

本町では平成19年度から実施している事業で、現在、宮城県ろうあ協会と委託契約を結び事業を行っており、手話通訳は就職の面接・通院時の活用・自動車免許の更新手続き、要約筆記は講演会時に利用されています。

今後、更に周知徹底を図り、ニーズに沿った利用ができるよう努めていきます。

コミュニケーション支援			年間利用人数		
18年度実績	19年度実績	20年度見込	21年度	22年度	23年度
-	3	3	3	3	4

要約筆記			年間利用人数		
18年度実績	19年度実績	20年度見込	21年度	22年度	23年度
1	0	0	1	1	1

③移動支援事業

移動が困難な方に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。)を支援するサービスです。

月当たりの利用者数					
18年度実績	19年度実績	20年度見込	21年度	22年度	23年度
2	3	3	3	3	4

④地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作活動や生産活動の機会を提供し、日常動作における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行い地域生活支援の促進を図る事業です。現在、本町では健康福祉センター内の「みのりの広場」で、この事業を展開しています。(定員 15 名)

平成 23 年度からは、地域活動支援センター「みのりの広場」の利用者を社会福祉法人施設へ移行し、専門の知識を持ち、充実した理念と経験を有したスタッフに運営をお願いしていくこととします。

⑤日常生活用具給付事業

重度の障害を持つ方に対し、自立生活支援のための用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図っていきます。

個別の相談や身体障害者手帳交付時等に、その方の対象となる制度の紹介を行い、ニーズに即した給付を行うことができるよう努めていきます。

●介護・訓練支援用具

身体介護を支援する用具や、訓練に用いる椅子等を給付又は貸与します。平成23年度まで各年度3件を見込んでいます。

平成18～20年度給付実績:特殊寝台、特殊マット、移動用リフト

●自立生活支援用具

入浴のための補助用具や、聴覚に障害のある方へ屋内用信号装置等の自立生活を支援していく用具を給付又は貸与します。平成23年度まで各年度5件を見込んでいます。

平成18～20年度給付実績:入浴補助用具、杖、歩行支援用具、火災警報器

●在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や、視覚に障害を持っている方へ、体温計などの在宅療養等を支援する用具を給付又は貸与します。平成23年度まで各年度2件を見込んでいます。

●情報・意思疎通支援用具

点字器や人工咽頭などの、視覚や発音言語機能に障害を持っている方へ、情報収集・情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付又は貸与します。平成 23 年度まで各年度 4 件を見込んでいます。

●排泄管理支援用具

ストーマ用装具の排泄管理を支援する衛生用品を支給します。

年間件数					
18年度実績	19年度実績	20年度見込	21年度	22年度	23年度
114	281	298	316	335	355

●住宅改修

家屋内の手すりやスロープなどの住宅改修を行います。平成 23 年度まで各年度 2 件を見込んでいます。

2. 美里町独自の地域生活支援事業

①日中一時支援事業

日中における一時預かり事業を実施し、介護者の負担軽減及や一時的な休息を図ります。

		月当たり利用者数		
	単位	21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	人分＝ 実利用者数	6	7	9

②社会体験推進事業

社会体験や生活体験など多様な体験活動等を通して有意義な余暇時間を過ごし、社会性や集団性を養うことを目的とします。

		月当たり利用者数		
	単位	21年度	22年度	23年度
社会体験推進事業	人分＝ 実利用者数	13	16	19

③訪問入浴サービス事業

地域での生活を支援するため、居宅において訪問入浴車による入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります

		月当たり利用者数		
	単位	21年度	22年度	23年度
訪問入浴事業	人分＝ 実利用者数	1	1	2

④就職支度金給付事業

障害福祉施設入所者の就労を支援するため、就職支度金を支給します。各年度1件を見込みます。

9 計画の達成状況の点検及び評価

◆計画の達成状況の点検及び評価

本計画の達成状況については、各給付サービス・相談支援及び地域生活支援事業の項目毎に各年度行い、関連団体に実施状況の報告を行い、その結果を公表し、次期計画へ繋げるための意見を徴することとします。

策定委員一覧

所属	委員
美里町商工会	渡邊 新美
遠田郡医師会	横山 眞和
美里町身体障害者福祉協会	佐藤 六夫
美里町社会福祉協議会	赤坂 勝男
みのりの広場親の会	佐藤 千晶
社会福祉法人矢本愛育会	松本 敏則
美里町民生委員児童委員協議会	西山 養一
美里町教育委員会	新田 耕一

第2期障害福祉計画策定に係る主なスケジュール

項目	開催日程, 期限等
第1回障害福祉計画等策定委員会	平成20年11月27日
第2回障害福祉計画等策定委員会	平成21年1月29日
素案に係るパブリックコメント等の実施	平成21年2月1日～15日
第3回障害福祉計画等策定委員会	平成21年2月26日
第2期美里町障害福祉計画の策定	平成21年3月

みさとまち
美里町障害福祉計画

平成21年3月発行

編集・発行

宮城県美里町

〒987-8604

宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地

TEL 0229-33-2111

FAX 0229-33-2402